

令和2年千葉市教育委員会会議
第1回定例会会議録

千葉市教育委員会

令和2年千葉市教育委員会会議第1回定例会会議録

日時 令和2年1月30日(木)

午後2時00分開会

午後2時48分閉会

場所 教育委員会室

出席委員	教	育	長	磯野	和美
	委		員	中野	義澄
	委		員	和田	麻理
	委		員	千葉	雅昭
	委		員	藤川	大祐

出席職員

	教	育	次	長	神崎	広史	教育指導課長	鶴岡	克彦			
	教	育	総	務	部	長	布施	俊幸	教育支援課長	木内	克英	
	学	校	教	育	部	長	伊藤	裕志	養護教育センター所長	千葉	直敏	
	生	涯	学	習	部	長	潮見	尚宏	生涯学習振興課長	中島	千恵	
	中	央	図	書	館	長	安部	浩成	生涯学習振興課担当課長	君塚	常行	
	総	務	課	長	南	久志	教育センター副所長	板垣	章子			
	企	画	課	長	山崎	二郎	総務課総括主幹	大須賀	隆之			
	教	育	職	員	課	長	柳橋	伸彦	総務課課長補佐	渡邊	直子	
	教	育	給	与	課	長	松永	信隆	保健体育課課長補佐	太刀川	裕	
	学	校	施	設	課	長	森永	成	文化財課課長補佐	児玉	隆一	
	学	事	課	長	山下	敦史	総務課経理班主査	大友	美嗣			
書	記	総	務	課	総	務	班	主	査	金井	昌樹	
		総	務	課	主	任	主	事	安藤	俊介	松元	秀之

- 1 開会
磯野教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立
過半数の委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
磯野教育長より藤川委員を指名
- 4 会期の決定
令和2年1月30日（1日間）とすることで全委員異議なく決定
- 5 会議録の承認
令和元年第10回定例会及び令和元年第11回定例会会議録を全委員異議なく承認
- 6 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 7 非公開審議の決定
議案第1号から第4号まで及び報告第1号を非公開審議とする旨決定
- 8 議事の概要
 - (1) 報告事項
報告事項(1) 令和元年度千葉市農山村留学推進事業について
鶴岡教育指導課長より報告があった。
報告事項(2) 住居表示の実施に伴う規則の一部改正について
山下学事課長より報告があった。
 - (2) 議決事項
議案第1号 令和元年度補正予算について
山崎企画課長、君塚生涯学習振興課担当課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第2号 令和2年度当初予算について
南総務課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第3号 千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
松永教育給与課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第4号 千葉市心身障害児童生徒就学指導委員会条例の一部改正について
木内教育支援課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

(3) 臨時代理報告

報告第1号 職員の処分について

教育職員課長より報告があった。

(4) 発言の要旨

報告事項(1) 令和元年度千葉市農山村留学推進事業について

磯野教育長 それでは、報告事項に係る説明をお願いいたします。

報告事項(1)「令和元年度千葉市農山村留学推進事業について」、教育指導課長、説明をお願いします。

鶴岡教育指導課長 報告事項(1)「令和元年度千葉市農山村留学推進事業について」報告いたします。

資料1ページをご覧ください。

本事業は、他人を思いやる心や社会性、自主性など、豊かな心を育成することを目的として実施しております。

今年度は5月28日から12月24日まで、全小学校111校の6年生8,192人が、県内の宿泊施設を利用して実施しました。そのうち、南房総市、鴨川市において民泊を実施した学校は11校で、641人の子どもたちが民泊を体験しました。南房総市は岩井、富浦、白浜、千倉、和田地区で、鴨川市は大山地区で子どもたちを受け入れていただけました。

今年度、台風等の影響で、実施期間を延期したほか、民泊を実施できなかった学校がありました。

次に、主な活動内容です。宿泊施設ごとの地域体験活動や学習・創作活動については表のとおりです。どの施設でも地域の歴史や産業、文化を生かしながら、海や里山に恵まれた千葉県ならではの活動が行われました。

また、民泊先では、アジの開き方を教えていただいたり、農家で収穫した野菜を使って、夕食にバーベキューをしたりと、普段の生活では経験できないことをたくさん経験し、忘れられない思い出となりました。

最後に、成果と課題です。

成果としては、地域の豊かな自然と特性を生かしたさまざまな体験活動を通して、仲間や地域の人たちと心温まる交流ができたこと。保護者から離れて生活することで、自立心や社会性を高め、基本的な生活習慣を向上させる機会を持てたことが挙げられます。教職員からも自主性が育ち、交友関係の広がりや人間関係

の改善にも効果があったとの声が多数聞かれました。

課題については、3泊4日を推奨している中で、2泊3日での実施校が年々増加していることです。そのような現状も踏まえ、令和2年度から民泊実施も2泊3日での実施を可能としました。宿泊場所や実施時期、民泊の有無を見直す学校が増えており、今後の宿泊体験学習のあり方についてさらなる検討が必要であると考えます。

また、短期間でも農山村留学事業の狙いを達成できるようなプログラムをさらに開発していく必要があるとも考えております。今後も宿泊地域との連携を図りながら、よりよい活動になるよう努めてまいります。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含めて、何かございますか。

中野委員 実施要項の中にある民泊という言葉と、その下に民宿とありますけれども、この違いは何でしょうか。

鶴岡教育指導課長 ご質問ありがとうございます。

本来民泊とは一時的に一般家庭で旅行者等を受け入れることだと考えます。民宿とは、反復、継続して有償で部屋を提供すること。これを民宿と認識しております。

南房総市につきましては、ホームステイ自治連絡会という、いわゆる南房総市役所から紹介を受けて、連携を図ってこの取組みをしております。言うなれば、民宿を活用した民泊という位置づけで実施をさせていただいています。

なお、実施につきましては、全ての活動を少人数で行い、民宿の方々主導で事業を全て行っているという状況でございます。

磯野教育長 よろしいですか。

中野委員 はい。ありがとうございます。

磯野教育長 ほかにはどうでしょうか。

和田委員 ご説明ありがとうございました。

1点伺わせていただきます。民泊を希望する学校が減ってきているということでしたが、それは何か理由があるのでしょうか。

鶴岡教育指導課長 ご質問ありがとうございます。

全てではないのですが、多様な子どもたち、いろいろな事情を抱える子どもたちが多くなっている現状も踏まえ、先ほど申し上げたように民宿の方々、または農家の方々に子どもたちを委ねるといった形をとらせていただいております。

そこで、色々な配慮が必要となっていること等を考えたとき

に、この取り組みが難しくなってきたという事情があると、学校から報告を受けています。

和田委員 わかりました。ありがとうございます。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。

大変貴重な企画だと思う反面、今、課長さんのお話にもあったように、多様な子どもがいる中で、集団で長期間過ごすのは難しいというケースもあるのかなと推察いたします。

そのような中で、3泊4日がよいとなっていたわけですが、実態としては96校が2泊3日だということがある。そして、3泊4日実施校のうちでも、15校中11校は民泊実施校で、純粋に民泊なしで3泊4日というところは、もう4校しかないわけですよ。

3泊4日が原則というのは、もう実態として成立していないと思うので、これまでの考え方はいいとしても、今後考えていくときに、そもそも全員が参加して、長期間の宿泊行事をするのがいいのかとか、こういうものに適応しにくい子どもに対して、どう対応するのかということ、そろそろきちんと議論しなければいけないとも思います。

ですので、報告で単純に3泊4日がいいんですとなっているだけではなく、そうならない実情を踏まえて、今後どうするかという議論をどこかのタイミングでしていただけるといいなということで、意見として申し上げます。

鶴岡教育指導課長 ありがとうございます。今後参考にさせていただきたいと思います。

報告事項(2) 住居表示の実施に伴う規則の一部改正について

磯野教育長 続きまして、報告事項(2)「住居表示の実施に伴う規則の一部改正について」、学事課長、説明をお願いします。

山下学事課長 資料3ページ、参考資料1ページをご覧ください。

「住居表示の実施に伴う規則の一部改正について」報告します。

令和2年2月3日付けで「都町1～3丁目」を「都町1～8丁目」に改めます。

具体的には、参考資料の2ページと3ページ、別図1(変更前)と別図2(変更後)をご覧ください。

都町の1、2丁目は変更ありません。都町の一部が都町3丁目に編入されます。また、若葉区加曾利町の一部が都町5丁目に編

入されます。そのほかは別図1の都町区域が別図2のように都町3丁目～8丁目に変更されます。

なお、都町の102～205番地は今回の住居表示区域の対象範囲外となっております。

この住居表示の実施に伴いまして、当該地区の表示をしている千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則を改正しましたので、報告させていただきます。

参考資料1 ページ目の新旧対照表で説明させていただきます。

通学区域に関する規則、昭和44年千葉市教育委員会規則第1条の一部につきまして、別表第1、千葉市立加増利中学校の部、千葉市立都小学校の項中、「都町1～3丁目」を「都町1～8丁目」に変更しました。別表第3中の、「都町1～3丁目」を「都町1～8丁目」に変更しました。

なお、今回の改正は、住居表示の変更に伴う表示の変更のみで、学校の位置や通学区域の実際の変更があるものではございません。

以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。
よろしいですか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 以上で公開審議案件に係る審議が終了いたしました。
委員の皆さん、ここまででその他としてご意見、ご質問等が
ございますか。

よろしいですか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 引き続き審議を再開します。

議案第1号 令和元年度補正予算について

磯野教育長 議案第1号「令和元年度補正予算について」、企画課長、説明
をお願いします。

山崎企画課長 議案第1号「令和元年度補正予算について」、市長に意見を申
し出るため、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定に基づき、議決を
求めるものであります。

説明は資料に基づいて行います。

6ページをお願いいたします。

教育みらい夢基金積立金について、ご説明いたします。

1の補正理由につきましては、千葉市教育みらい夢基金への寄附金を積み立てるものでございます。

2の補正予算額は、5,073万8,000円で、財源は記載のとおりでございます。

3の補正予算の内容ですが、表に記載のとおり、寄附金として令和元年12月19日までにご寄附いただいた10件の寄附金合わせて5,055万2,000円と今後の見込みの18万6,000円を計上しております。

以上でございます。

磯野教育長 続いて、生涯学習振興課放課後子ども対策担当課長、説明をお願いします。

君塚生涯学習振興課担当課長 よろしく申し上げます。

資料7ページをお願いいたします。

同じく令和元年度補正予算についてでございます。

アフタースクール運営業務委託でございます。

補正の理由でございますが、平成30年度予算に設定しました債務負担行為に基づき、平成31年度から3年間の契約を締結しております放課後子ども教室・子どもルーム一体型事業の6校分につきまして、令和2年度から土曜日の開所時間を30分早め、午前8時からに変更することに伴いまして、サービス向上を図ります。これに伴いまして、契約金額を増額した上で、改めて契約する必要が生じたことから、残る2年間の債務負担行為を設定するものでございます。

なお、本事業につきましては、令和2年度からはアフタースクールとして本格実施をいたします。期間は令和2年度から令和3年度までの2年間でございます。

下の2つある表のうち、下の表をご覧ください。

その一番右側でございます。令和2年度から3年度の合計金額でございますが、補正前が3億2,511万364円、補正後が3億2,734万4,556円、その差額につきましては、223万4,192円でございます。この差額につきましては、全て30分早めて運営することによる、人件費に係る予算でございます。

以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

和田委員 教育みらい夢基金についてですが、10件で5,000万円を

超える金額ということで、大変なご寄附をいただいておりますが、本当に感謝にたえないところです。

この金額を、もう既に使っているものと、今後何に使う予定かわかれば教えていただけますでしょうか。

山崎企画課長 ありがとうございます。

例えば児童相談所への児童書の購入事業、あと体験学習事業への充当、それから、例えば中央図書館ですと、児童書購入事業へ、それから教育指導課関係ですと、音楽教育センター事業への充当、特別高等支援学校ですと、教育活動推進事業などの9項目の事業という形です。

和田委員 この基金でいただいた寄附金に関して、使い道が制限されているということは特にはないんですか。

山崎企画課長 基本的には幾つかの方針を定めています。

例えば充当してきちんと効果があらわれるものであるかどうか、あとこの夢基金そのものが多く皆さんに知られていくことができるかどうか、それから実際に充当してみて、その効果があらわれるかどうか、基準を設けて選別しているところです。

和田委員 わかりました。ありがとうございます。

磯野教育長 ほかにはどうでしょうか。

和田委員 これは気になるのは私だけかもしれないのですが、アフタースクール運営業務委託の中で、補正理由の上から3番目に、サービス向上を図るという言葉がありまして、このサービスという言葉が、教育委員会が行っていく事業の中で使える言葉なのか、使うべき言葉なのか、今うかがっていて気になったんですが、どうなんでしょうか。

磯野教育長 30分早く8時に開けてあげるということに対してサービスという言葉。

和田委員 教育ということとサービスというのが、アフタースクールが教育かということと、またちょっと難しいところもあるかもしれないのですが、サービスという言葉がどうもちょっと気になるんですが。どうでしょう。皆さんのご意見。

神崎教育次長 言いかえるとすれば、利便性の向上でしょうか。

和田委員 そうですね。例えば利用者の利便性を向上するとか。教育がサービス業になってしまうと、ちょっとそれは根幹的に違うものかなと。

神崎教育次長 表現を検討します。

和田委員 お願いします。

磯野教育長 ここについては、担当課を含めてご検討願います。
そのほかよろしいですか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご質問ないようですので、議案第1号「令和元年度補正予算について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。
なお、一部文言の訂正については、後ほどよろしく願いいたします。

議案第2号 令和2年度当初予算について

磯野教育長 議案第2号「令和2年度当初予算について」、総務課長、説明をお願いします。

南総務課長 議案第2号「令和2年度当初予算について」ご説明をいたします。

令和2年度当初予算について、市長に意見を申し出ることにつきまして、千葉市教育委員会規則第8条第6号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

お手元の資料10ページをお願いいたします。

表を順にご覧いただきますと、本市の令和2年度当初予算一般会計は、総額4,636億円、うち教育費は739億5,200万円。構成比では15.9%となります。この教育費を前年度と比較しますと、予算額で31億9,700万円、増減率4.5%の増となります。これは情報教育ネットワーク、CABINET更新による経費が増額となるほか、加曽利貝塚の史跡整備に係る経費が増額となることなどが主な要因でございます。

それでは、予算案の主要事業につきまして、新規事業と拡充事業を中心に説明いたします。

11ページをお願いいたします。

教育総務部でございます。

オリンピック・パラリンピック教育の推進につきましては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、多様性理解の力を育む教育を推進するため、授業におけるパラスポーツの実施や、市内で開催されるパラリンピックの試合観戦など

を行うものです。

次に、新設小学校基本計画策定につきましては、住宅開発が進む幕張新都心若葉住宅地区における良好な教育環境を確保するため、新設小学校の建設に向けた基本計画を策定するものです。

次に、専科指導のための非常勤講師の配置につきましては、専門性の高い指導を実施するとともに、担任教員が児童と向き合う時間を確保するため、小学校に図工・家庭・体育の非常勤講師を新たに配置するものです。

次に、スクールサポートスタッフの配置につきましては、地域の人材を活用し、パソコンへのデータ入力や授業準備などを教員にかわって行うサポートスタッフを15人増員するものです。

12ページをお願いいたします。

学校教育部でございます。

夜間中学設置に向けたニーズ調査につきましては、夜間中学校の対象となる学齢超過者で、義務教育未修了の方や、外国籍で日本語の学習を希望する方などのニーズを調査するとともに、民間団体と連携し、夜間中学体験セミナーを開催するものです。

次に、不登校児童生徒の学習支援とフリースクールとの連携につきましては、フリースクールへ通う不登校児童・生徒に対し、科学実験などの実践活動を取り入れた学習支援モデル事業を実施するとともに、フリースクールなどへ通う要保護・準要保護の児童・生徒に対し、交通費及び学習費などの助成を行うものです。

1つ飛びまして、要保護・準要保護児童生徒就学援助につきましては、小学校及び中学校就学援助の新入学学用品費と入学準備金の支給単価を、国に準じて増額改定して支給いたします。

14ページをお願いいたします。

次に、基礎学力定着に向けた学習支援体制の整備につきましては、教育課程外における児童の基礎学力定着に向けた継続的な学習支援体制を整備するため、民間事業者を活用したモデル事業を実施します。

1つ飛びまして、スクールカウンセラー活用につきましては、不登校の増加や生徒指導上の諸課題に早期の段階で対応し、未然防止や早期解決を目指すために、小・中・特別支援学校に加え、高等学校2校にもスクールカウンセラーを配置するとともに、小学校における不登校の増加に対応するために、小学校の大規模校への配置時間を拡充いたします。

次に、スクールソーシャルワーカー活用につきましては、児童・生徒の置かれている家庭環境等の状況により、解決が困難な問題が増加しており、福祉機関や保健医療機関などと連携を図り、学校や家庭を支援するためにスクールソーシャルワーカーを2人増員し、10人配置するとともに、配置時間を拡充するものでございます。

15ページをお願いいたします。

次に、学校問題解決推進につきましては、スクールロイヤーによる教職員を対象とした研修を実施するとともに、学校が法律相談を受けられるよう、体制を強化するものでございます。

次に、小学校の水泳学習における民間スイミングスクール活用につきましては、児童の泳力向上、教員の負担軽減及び学校プール施設の維持管理費削減等の効果を検証するため、民間スイミングスクールで水泳学習を実施する対象校を5校ふやし、7校で実施するとともに、インストラクターを学校に派遣して、水泳学習を実施する新たな取り組みを2校で実施するものです。

次に、部活動の充実につきましては、部活動の充実及び教職員の負担軽減を図るため、中学校へ派遣する専門的な知識や技術を有する指導者のうち、単独でも指導ができる部活動指導員を45人増員し、55人を配置するとともに、従前からの民間指導者の派遣を行うものです。

17ページをお願いいたします。

生涯学習部でございます。

放課後子ども教室につきましては、子どもたちの放課後の充実を図るため、子どもルームとの一体型実施校を12校に拡大するとともに、令和3年度からの導入校6校の開設準備を行います。なお、一体型は令和2年度からアフタースクールとして本格実施をいたします。

次に、家庭教育支援につきましては、家庭教育や子育てに関する保護者の不安を軽減するため、家庭教育支援チームを3チームに拡大いたします。

次に、科学教育推進につきましては、科学館の展示をリニューアルするための設計を実施いたします。

18ページをお願いいたします。

次に、博物館管理運営につきましては、一番下段にありますとおり、千葉市史の史料編近現代全3巻のうち、第1巻を刊行いた

します。

19ページをお願いいたします。

最後に、図書館管理運営につきましては、地域情報をインターネット上で閲覧できるシステムを構築します。また、土気図書室を改修し、子どもたちが読書に親しむ場をつくるとともに、予約本の受け取り、返却などのサービスを提供するサービスポイントを設置いたします。

以上、教育委員会所管の令和2年度当初予算案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。

基本的に多くの項目で重要なものを出していただいていると思います。その上で2点、ご質問させてください。

1点目は、11ページの専科指導のための非常勤講師の配置に関してです。

こういった方向性は非常に重要だと思う反面、非常勤講師をいきなり40名増やして、十分な確保ができるのかということについて、私は非常に心配です。というのは、常日頃、常勤講師、非常勤講師が非常に足りない、誰かいないのかという話がよく聞かれまして、なかなか見つからずに苦労しているという話をよく聞いているからです。

特に今回の場合は、特定の教科の指導をきちんとできる教員でなければ困るわけですし、そういった方々をこれまでに加えて40名確保するということがどれくらい見通しがあるのかということが心配です。例えば退職された方を再雇用でとかということもあるのかもしれませんが、確保の見通しがあるのかどうか。あるのであれば、どんな見通しかというのをぜひお聞かせいただきたいと思います。

2点目ですが、ここにはない項目ですけれども、教育の情報化に関する項目が私が見たところはなかったように思います。他方、国ではGIGAスクール構想ということで、各学校で1人1台タブレット体制に向けて体制を作れということで、予算をつけていると認識しており、一部自治体では具体的に計画を立てているということもございます。

本市におきましては、本年度はCABINETの更新ということがあり、情報化に向けた流れは進んでいるんでしょうけれど

も、G I G Aスクール構想を受けた取組みというのがあるのかなのかといったことを、予算上の関係でお知らせいただきたいと思います。

なお、C A B I N E Tの更新につきましても、現場の先生方からは、なかなかスムーズに動かないとか、C A B I N E Tと外部にあるシステムのメールのやり取りに1時間かかるとか、いろいろなことを言われて、私が怒られることがあるんですけども、そういったことも踏まえますと、あまり厳しい予算枠の中で、単年度で予算をつけて、ちゃんと動きますというふうにはなりにくいのかなと。

メンテナンス等の費用も含めて予算を計上し、少しずつ改善していくなどということも必要かなとも思いますので、もしG I G Aスクールに直接関係なくても、教育の情報化の推進に向けて取り組まれる予定があることがあるのであれば、お知らせいただきたいと思います。

以上、2点です。

柳橋教育職員課長 ご質問ありがとうございます。

ご指摘のとおり講師不足ということで、私たちも非常勤専科を探すのにかなり努力をしているところでございます。

見通しとしましては、まず、先ほどお話があったように再任用の方に声をかけております。さらに、再任用を終了した65歳以上の方にも声をかけさせていただいております。小学校ですので、小学校の免許をお持ちの方はもちろん、中学校の例えば美術の方、体育の方、家庭科の方、この方たちは専科であれば小学校での授業実施ができますので、そういった方たちにも積極的に声をかけさせていただいております。

全体的には頑張っているところでございますけれども、正直なところ不安はございます。

以上でございます。

板垣教育センター副所長 よろしく願いいたします。

G I G Aスクールネットワーク構想に関しましては、今、国からのいろいろな情報が入ってきて、まだ不明な点がございます。また、県からの説明会が2月になってからあります。そういうものを加味しながら、今、教育委員会だけではなく、市長部局も含めてどのように取り入れていくかということを考えている最中です。

藤川委員 何か新しいものに期待していたんだけど、使い勝手が悪いという声を多くの先生方から聞いていまして、それについては2年度に予算をつけなくていいのかなということも含めて、何かあれば。

板垣教育センター副所長 これまでの方法と違い、苦情が教育センターではなくて、事業者直接进入してきました、1日100件くらいの苦情が入っているということです。

それはご本人のログインする方法に問題がある場合もあるのですが、確かにシステムにも不備があるということもございまして、業者と連携をしながら、我々としても学校に連絡をしています。学校にはご不便をかけている最中だと考えております。予算を組んでいくということについても検討していかなければいけないかと思っております。

以上です。

藤川委員 すみません。CABINETについては、私もどう改善していったらいいかについて確証を持っていないのですけれども、例えば市の予算ですから、どうしたって入札になって、安いところにするということがあるとは思いますが、安かろう悪かろうでは困るわけですね。使い始めて、これほど多くの苦情が来ているということは、予算の使い方としてやっぱり改善の余地はあるだろうと思います。

ですから、もう一括でシステムをいきなり全部変えてしまうのがいいのかどうかとか、少しずつ予算をかけながら、ソフトランディングというのでしょうか、少しずつ無理なく変えていく方法はないのかとか、もう少しシステムを分散することはできないのかとか、いろいろな検討ができるのではないかと、外から見ていて思います。

いずれにしても、現場の先生方にご負担をおかけするというのは、教育委員会としては非常にまずいことですので、予算の組み方のレベルから、ぜひこの情報環境については、今後ご検討いただきたいなと思っております。

意見です。

板垣教育センター副所長 ありがとうございます。

磯野教育長 そのほかどうでしょう。

和田委員 14ページのスクールカウンセラーについてお伺いしたいのですけれども、ちょっと本筋と外れるところもあるかと思うので

すが、昨年度全校配置ということになって、先日、養護教諭との意見交換会でも出ましたし、ほかでもいろいろなところで、スクールカウンセラーが毎週必ず来てくださるということで、校内のカウンセリング業務の形が変わって、いい方向へ行っているというような話を非常に耳にします。

その中で、さらに課題があるということで、今回大規模校では時間数が増え、市立高等学校でも配置がなされるということになったんだと思うのですが、昨年1年間カウンセラーをやっていた方が、また今年も継続してやってくださる方も相当数いらっしゃると思います。その方たちの中から、何か課題のようなものとか出てきているのかということと、それから、新規に募集して応募されてきた方もいると思うんですが、継続の方がやめてしまった理由とか、トラブルがあったのかとか、それから、新規の方と継続の方の募集方法というのを教えていただければと思います。ちょっと細かいことが幾つかあるのですが、よろしく願いします。

木内教育支援課長　まずは、スクールカウンセラーの配置についてご理解いただいているということで大変ありがとうございます。

課題というのは、特に小学校に関して、今年は初めて全校に配置をしているということですので、いろいろとあります。

いろいろというのは、今年57名から73名ということで、数も増やしていますね。なので、新規に千葉市に来ている方も今年いらっしゃいました、スクールカウンセラーに。なので、どういうふうに学校に入ったらいいかということが、まずスクールカウンセラーには分からない。配置される学校のほうも、初めて来るという学校が多かったので、どのように対応していけばいいか。そこですり合わせをするという段階で、いろいろとお互いに意思疎通をしていかななくてはいけないねという課題はたくさん出ております。

連絡会等でその辺を埋め合わせをするようなことを、今年取り組んできておりますので、来年はまた、それが少しずつ減ってくる方向なのかなと思っております。

もう1点でございます。

採用枠のことで、継続の方と、それから新規の方というようなお話があったのですが、毎年、市政だより及びホームページにより公募をしております。

それで、継続する方の採用枠というのは特に設けてはおりませんが、公募をする文面の中に選考方法として、令和元年度、今年になるのですが、今年に千葉県スクールカウンセラーとして採用されている方は、応募書類に今年度の勤務状況等を加味して審査するという一文が入っております。

また、選考基準として千葉市の学校教育と教師の職務について理解をしているというようなものが入っておりますので、当然継続の方はこういうところが少し新規の方よりは、少し高得点につながるということはあると思いますが、それ以上のことは特に枠は設けておりません。

今年スクールカウンセラーとして配置をしている方の6名ぐらいが、ちょっと新しく来年度の応募に出してきていないという現状もあったんですけども、これはほとんどおうちの状況だとか、勤務の状況だとかというのがちょっと多いところでした。

以上でございます。

和田委員 ありがとうございます。

そうするとこちらから今やっていらっしゃる方に来年はどうですか、ということをお伺いするのではなく、まっさらな状態で毎年公募するということですか。

木内教育支援課長 そのとおりです。

和田委員 わかりました。ありがとうございます。

中野委員 12ページの下の学校防犯対策のところでの防犯カメラについてですが、この学校での防犯カメラというのは、どういうところに設置されているのでしょうか。入り口だけなんですか。それとも何か所かあるのでしょうか。学校教育上で、1つ1つの学校での有効性といいますか、せつかくあるものが有効に作用をするような活用をされているかどうかについて伺います。

森永学校施設課長 防犯カメラについてでございますが、1校当たり3台程度のカメラを設置しております。

カメラの設置箇所につきましては、学校からの要望により、例えば正門、生徒の昇降口ですとか、校舎の陰になって見えにくいようなところだとか、さまざまでございますが、いずれにしても学校の要望により各校3台という形で設置をしております。

中野委員 一応3台が基本ということですね。

森永学校施設課長 そういうことです。

磯野教育長 ほかよろしいですか。

ご質問ないようですので、議案第2号「令和2年度当初予算について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決いたします。

議案第3号 千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

磯野教育長 議案第3号「千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、教育給与課長、説明をお願いします。

松永教育給与課長 議案第3号「千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

資料は21ページ、参考資料は5ページをご覧ください。

参考資料をもとに説明させていただきます。

まず、1の改正の趣旨ですが、本改正は公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正を受けて、規定の整備を行うため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、2の改正の概要ですが、学校の教職員の在校等時間の上限等に関する方針を本条例において定めるため、教育委員会規則の根拠を規定するよう改正するもので、下の参考、法改正の内容をご覧ください。

国においては、法改正により昨年1月に策定いたしました公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインが、法律を根拠とした公立学校の教職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針となり、1月17日付で告示されました。

この指針に基づき、教育委員会が講ずべき措置といたしまして、学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定め、その根拠となる規定を条例に定めることとされたため、条例を改正するものでございます。

なお、条例改正後、速やかに上限方針を教育委員会規則等において定め、在校等時間について記載のとおり上限を設ける予定でございます。

3の施行期日ですが、令和2年4月1日とする予定でございます。

説明は以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

ご質問ありませんので、議案第3号「千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決といたします。

議案第4号 千葉市心身障害児童生徒就学指導委員会条例の一部改正について

磯野教育長 議案第4号「千葉市心身障害児童生徒就学指導委員会条例の一部改正について」、教育支援課長、説明をお願いします。

木内教育支援課長 それでは、議案第4号「千葉市心身障害児童生徒就学指導委員会条例の一部改正について」ご説明いたします。

これまで本市では、特別な支援を要する児童・生徒について、昭和45年に制定された千葉市心身障害児童生徒就学指導委員会条例に基づき、就学指導委員会で就学についての判定及び就学指導を行ってまいりました。

今般の改正の背景としては、平成25年10月の文部科学省通知において、就学指導委員会について、就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、機能の充実を図ることが適当であると示されております。

次に、改正の内容です。

まず、委員会の名称ですが、千葉市就学支援委員会に変更し、これに伴い条例名を変更します。

次に、第2条で規定している所掌事務を「心身障害児童生徒の就学についての判定及び就学指導に関し、答申する」から「障害を有する児童生徒等の適切な就学及び教育的支援について調査審議し、教育委員会に答申する」に変更します。条例制定時(昭和45年)は、心身障害児童生徒(5障害(視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者(身体虚弱者を含む))のみを対象としていましたが、対象者が発達障害等の児童・生徒に拡大したこと、また、文部科学省の通知においても、支援という観点を重視しているためでございます。

さらに、障害種に加えて専門的見地から審議が行えるように、部会に関する規定を新たに設けます。

なお、この条例は令和2年4月1日より施行することとしま

す。

以上で説明を終わります。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

ご質問ないようですので、議案第4号「千葉市心身障害児童生徒就学指導委員会条例の一部改正について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

磯野教育長 次に、報告第1号に係る審議に移りますが、以降の審議につきましては、あらかじめ指定した職員を除き、それ以外の職員は退出をお願いいたします。

(あらかじめ指定した者以外の事務局職員、退出)

報告第1号 職員の処分について

教 育 長 審議を再開します。

報告第1号「職員の処分について」、教育職員課長、説明をお願いします。

教育職員課長 報告第1号「職員の処分について」ご説明をいたします。

別添の資料をごらんください。

令和2年1月20日に職員の処分を決定しましたので、報告いたします。

職員の処分については本来、千葉市教育委員会組織規則第8条第4号の規定に基づき、議案としてご審議いただく案件ではございますが、同規則第9条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により処理を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、ご報告を行うものでございます。

続きまして、事案の概要でございます。

まず最初に、当事者の教諭についてでございます。被処分者は令和2年1月8日、2校時、担当する理科の授業中、窓枠の落書きについて生徒に指導をする際、被処分者がラジカセの修理に使っていたカッターナイフの刃を出した状態で、生徒Aの首の近くに当てました。その後、別の生徒Bに対して、手元でカッターを回しながら近づき、刃を向けて話を続け、生徒に恐怖心を抱かせたものでございます。

このような行為は学校教育に対する市民の信頼を損ね、その

職の信用を著しく傷つけ、教育公務員としてまことにふさわしくない行為で、地方公務員法第29条第1号より第3号に規定する懲戒事由に該当するものと認め、懲戒停職6月とし、令和2年1月20日に処分発令いたしました。

続きまして、管理監督者である校長についてです。被処分者は、教諭及び講師への校長としての指導、監督を欠き、学校教育に対する市民の信頼を損ね、その職の信用を著しく傷つけたことは、教育公務員としてまことにふさわしくない行為です。このことは、地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号に規定する懲戒事由に該当するものと認め、処分するものでございます。

なお、講師につきましては、教諭の不適切な指導の後、教諭の行為を肯定する発言を生徒にしており、厳重注意処分としたものでございます。

以上でございます。

教 育 長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

委 員 ご説明ありがとうございます。

教諭ご本人はどのようにご説明されているのか、よろしければお聞かせください。

教育職員課長 アルミ製の窓枠に、コンパスのような鋭いもので文字が「令和元年度」と彫られておりました。これを見つけた担任が、学年の生徒指導の担当の教諭に相談し、教諭が指導したという流れになっておりますが、教諭は、道具を正しく使う、危険なもの、カッターやコンパスは正しく使うことを教えたかったということを言っております。それから、このクラスに一人一人、お互い注意し合うような、そんな意識を芽生えさせたく、注意をしたと本人は言っております。

以上でございます。

委 員 承知しました。

9 その他

(1) 第2回定例会は、事務局において日程を調整し、2月12日 水曜日 午後2時からとした。

10 閉会

磯野教育長より閉会を宣言